

新型コロナウイルス感染症対策給付金等主な経済施策のまとめ

太田市新田商工会青年部作成

個人向け施策

個人向け

もらえるお金 給付金系

特別定額給付金

1人あたり10万円

申請：令和2年8月20日まで 郵送またはオンライン

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0230kyufu/index.html>

☎0120-301-315(9:00~17:00) 市特別定額給付金コールセンター

食事券1万円分

18歳以下の子供がいる世帯に食事券1万円分

申請：不要

☎0276-47-1833 太田市 商業観光課

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給している児童1人につき1万円

申請：不要

☎0276-47-1942 太田市 こども課

住宅確保給付金

経済的に困窮し、住宅を喪失した方もしくは喪失する恐れがある方など 要件はリンク先で確認

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0070-006kenko-shakai/jyuukyokakuhokuyuhukin.html>

申請：申請書類を持って太田市役所2階ラウンジへ

☎0276-47-1957 太田市 社会支援課

個人向け

借りられるお金 融資系

特例貸付

収入が減少し生活費が足りない方など 要件はリンク先で確認

<http://otashakyo.jp/uncategorized/12934.htm>

申請：令和2年7月31日まで 太田市役所 2階ラウンジへ 申請書類を持って

☎0276-48-8177 太田市社会福祉協議会 自立相談支援センター

個人向け

その他

市営住宅への入居

入居資格等はリンク先で確認

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0110-002tosiseibi-kenchiku/01news/2020-0330-1528-110.html>

☎0276-47-1898 太田市 建築住宅課

納税の猶予

1ヶ月の収入が20%以上減少など 要件はリンク先で確認

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0040-001koukin-tax/01news/2020-0323-1049-29.html>

☎0276-47-1946 太田市 収納課

小学校休業等対応支援金

委託を受けて個人で仕事をする方が子供の世話をするために契約した仕事が出来なくなった場合

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

申請：令和2年9月30日まで

☎0120-60-3999 助成金コールセンター



事業者向け施策

事業者向け

もらえるお金 給付金系

持続化給付金(国)

事業収入が50%以上減少した場合

個人事業主最大100万円 法人最大200万円

申請：令和3年1月15日まで オンライン

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

☎0120-115-570/03-6831-0613 持続化給付金事業コールセンター

感染症対策事業継続支援金(群馬県)

原則として休業要請をかけた業種(一部の飲食業と宿泊業を含む)

1事業者あたり20万円

申請：令和2年6月15日まで 郵送またはオンライン

https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00002.html

☎050-5371-6437 感染症対策事業継続支援金受付センター

小規模事業者等応援給付金(太田市)

売上げが減少した事業所(従業員数5人以下、土地建物を賃借、市内に住民登録かつを有する)

1事業者あたり10万円

申請：令和2年6月30日まで 郵送

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-004sankei-shogyo/2020-0514-1439-83.html>

☎0276-47-1833 太田市 商業観光課

事業者向け

一部もらえるお金 補助金系

小規模事業者持続化補助金

経営計画に基づく販路開拓等に取り組む事業者

上限 50万円(補助率2/3)

第2回受付：令和2年6月5日まで(消印有効)

第3回受付：令和2年10月2日まで(消印有効)

第4回受付：令和3年2月5日まで(消印有効)

<https://r1.iizokukahojokin.info/>

☎0276-57-3535 太田市新田商工会

☎0276-45-2121 太田商工会議所

小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>

経営計画に基づく販路開拓等に加え新型コロナの影響を乗り越える取組をする事業者に

上限 100万円(補助率2/3)

第1回受付：令和2年5月15日まで

第2回受付：令和2年6月5日まで

第3回受付：令和2年8月7日まで

第4回受付：令和2年10月2日まで

<http://www.gcis.or.jp/info/%e4%bb%a4%e5%92%8c%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e8%a3%9c%e6%ad%a3%e4%ba%88%e7%ae%97%e3%80%8c%e5%b0%8f%e8%a6%8f%e6%a8%a1%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e8%80%85%e6%8c%81%e7%b6%9a%e5%8c%96%e8%a3%9c%e5%8a%a9%e9%87%91%ef%bc%9c/>

☎0276-57-3535 太田市新田商工会

☎0276-45-2121 太田商工会議所

持続化補助金台風19号、20号及び21号型

災害からの事業再建の取組をする群馬県内の事業者

上限 100万円(補助率2/3)

第1回受付：令和2年5月15日まで

第2回受付：令和2年7月10日まで

<http://www.gcis.or.jp/info/%e4%bb%a4%e5%92%8c%e5%85%83%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e8%a2%ab%e7%81%bd%e5%b0%8f%e8%a6%8f%e6%a8%a1%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e8%80%85%e5%86%8d%e5%bb%ba%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e3%80%8c%e6%8c%81%e7%b6%9a%e5%8c%96%e8%a3%9c/>

☎0276-57-3535 太田市新田商工会

☎0276-45-2121 太田商工会議所

事業者向け

借りられるお金 融資系

新型コロナウイルス感染症対応資金(群馬県)

セーフティーネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者

融資額：3000万円以内

利率：1.1%以内

設備資金：10年以内(据置5年以内)

運転資金：10年以内(据置5年以内)

※売上の減少率(-5%/-15%/-20%)によって信用保証料と利子の補助あり ※利子補給は当初7年間

取扱期間：令和2年12月31日までに保証申込、令和3年1月31日までに融資実行

https://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00333.html

お問い合わせは民間金融機関へ

新型コロナ緊急対策資金(太田市)

セーフティーネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者

融資額：3000万円以内

利率：1.1%以内

運転資金：8年以内(据置2年以内)

※信用保証料は市が全額負担 ※利子補給は当初1年間

取扱期間：令和2年9月30日までに申請及び融資実行が行われること

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-005sankei-kougyo/2020-0417-coronataisaku.html>

お問い合わせは民間金融機関へ

マル経融資(日本政策金融公庫)

商工会議所や商工会の指導を受けている小規模事業者が無担保・無保証人で利用可能

1か月の売上高が5%以上減少している場合

融資額：通常の融資額+別枠1000万円

利率(当初3年間)：特別利率F(令和2年5月現在1.21%) - 0.9%(別枠の1000万円以内)

利率(4年目以降)：特別利率F(令和2年5月現在1.21%)

設備資金：10年以内(据置4年以内(別枠の1000万円以内))

運転資金：7年以内(据置3年以内(別枠の1000万円以内))

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html#covid_19

☎0276-57-3535 太田市新田商工会

☎0276-45-2121 太田商工会議所

事業者向け

従業員への休業手当

雇用調整助成金(拡充版)

一定の条件を満たす場合には休業手当全体の助成率を10/10とする

- ・ 中小企業であり解雇等を行わず雇用を維持している
- ・ 県の要請による休業・時間短縮に協力している
- ・ 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っている又は上限額(8330円)以上の休業手当を支払っている(支払率60%以上である場合に限る)

1人1日あたり上限8330円

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

☎0276-46-8609 ハローワーク太田

☎027-210-5008 群馬労働局 職業安定部 職業対策課

お問い合わせは社会保険労務士にもどうぞ

事業者向け

減免・猶予系

中小企業・小規模事業者の固定資産税及び都市計画税の減免(中小企業庁)

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率に応じて減免

50%以上減少 → 全額

30%以上50%未満 → 1/2

申請書様式が決まり次第リンク先で公表

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

☎0570-077322 中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口

国税の納付期限の延長等(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

社会保険料の猶予等(厚生労働省)

新型コロナウイルスの影響により相当の事業収入の減少があった事業者は

保険料の納付を1年間猶予など

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html?fbclid=IwAR3ndZ6pTqSsZ908kNnsW3Sn0eDov1xeOSkhkPnAMk0JJVH-RBmV5c5Hw0

※制度が変わることもありますので、ホームページ等で直接ご確認ください。